

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年三月三十一日

大阪府知事 松井 一郎

### 大阪府規則第七十七号

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成二十七年大阪府規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不正な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 府の区域において、森林法第十条の三、第十条の九第三項若しくは第四項、第三十八条各項若しくは宅地造成等規制法第十四条第二項から第四項まで、第十七条(第三項を除く)、第二十二條(第三項を除く。)若しくは大阪府砂防指定地管理条例第十九条各項又はこれらの規定に相当する市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定による命令を受けた日から三年を経過しない者(当該処分による義務を履行した者を除く。)</p> <p>四 府の区域において、<u>条例第七条の許可の申請前三年間に二回以上次に掲げる者のいずれかに該当する者</u></p> <p>イ 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十九条の規定に違反した者</p> <p>ロ 森林法第十条の二第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第四項の条件に違反して開発行為(同条第一項に規定する開発行為をいう。以下このロにおいて同じ。)をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者、同法第十条の八第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者、同法第十五条の規定による届出書の提出をせず、若しくは虚偽の届出書の提出をした者(同条の規定による届出書の提出をせずに森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)第四十四条第一項第一号に掲げる行為をした者を除く。)、同法第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者若しくは同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可に付した同法第三十四条第六項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)</p>	<p>(不正な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 申請に係る埋立て等区域において、森林法第十条の三、第十条の九第三項若しくは第四項、第三十八条各項若しくは宅地造成等規制法第十四条第二項から第四項まで、第十七条(第三項を除く)、第二十二條(第三項を除く。)若しくは大阪府砂防指定地管理条例第十九条各項又はこれらの規定に相当する市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定による命令を受けた日から三年を経過しない者(当該処分による義務を履行した者を除く。)</p>

む。)の条件に違反して保安林若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者若しくは偽りその他不正な手段により同法第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けて立木を伐採した者、同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者若しくは同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可に付した同法第三十四条第六項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の条件に違反して立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者若しくは偽りその他不正な手段により同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けて立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者又は同法第三十四条の二第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者

ハ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者又は同法第五条第一項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者

ニ 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第七条第一項の規定に違反して同法第三条の規定により指定された海岸保全区域を占用した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者、同法第八条第一項の規定に違反して同項各号のいずれかに該当する行為(海岸法施行令(昭和三十一年政令第三百三十二号)第三条第一項に規定する行為を除く。)をした者、同法第八条第一項の許可に付した条件(同令第三条第一項に規定する行為に係るものを除く。)に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者又は同法第三十七条の五の規定に違反して同条各号のいずれかに該当する行為(同令第十二条の三第一項に規定する行為を除く。)をした者

ホ 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十条第三項の規定に違反して同項第一号、第二号、第四号若しくは第八号から第十号までに掲げる行為をした者、同法第二十一条第三項の規定に違反して同項第一号(同法第二十条第三項

第五号から第七号まで、第十五号及び第十六号に掲げる行為に係るものを除く。)、第三号若しくは第五号に掲げる行為をした者又は同法第三十三条第一項の規定による届出をせず同項各号(第二号、第三号及び第七号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

く 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第十一条第一項の規定に違反して工事を施行した者、同項の承認に付した条件に違反して工事を施行した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の承認を受けて工事を施行した者又は同法第十八条第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者

ト 宅地造成等規制法第八条第一項の規定に違反して宅地造成(同法第二条第二号に規定する宅地造成をいう。以下このトにおいて同じ。)に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者、同法第十二条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者又は同法第十五条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

チ 河川法第二十条の規定に違反した者、同条の承認に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同条の承認を受けた者、同法第二十五条の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同条の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同条の許可を受けた者、同法第二十六条第一項の規定に違反して工作物の新築、改築若しくは除却をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者、同法第二十七条第一項の規定に違反して土地の掘削、盛土若しくは切土、その他土地の形状を変更する行為をし、若しくは竹木の栽植若しくは伐採をした者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者、同法第五十五条第一項の規定に違反して同法第五十四条第一項の規定により指定された河川保全区域内において同項各号のいずれかに該当する行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者又は同法第五十七条第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは

- リ 詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者
- リ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 又 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した条件に違反した者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者
- ル 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為（同条第一項に規定する開発行為をいう。以下このルにおいて同じ。）をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者
- ヲ 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年大阪府条例第七号）第二条第一項の規定に違反して同項各号（第二号を除く。）に掲げる行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者又は詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者
- ワ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第四項の規定に違反して同項第一号若しくは第二号に掲げる行為（同項第一号に掲げる行為にあつては、同法第十七条第一項第五号に掲げる行為を除く。）をした者又は同法第二十八条第一項の規定による届出をせず同項各号（第五号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者
- カ 大阪府自然環境保全条例（昭和四十八年大阪府条例第二号）第十三条第四項の規定に違反して同項各号（第五号、第七号及び第八号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第五項の規定により許可に付せられた条件（同条第四項第五号、第七号及び第八号に係るものを除く。）に違反した者、同条例第十五条第一項の規定による届出をせず同項各号（第五号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者又は同条例第十八条第一項の規定に違反して同項各号（第五号及び第七号から第九号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第二項において準用する同条例第十三条第五項の規定により許可に付せられた条件（同条第四項第五号、第七号及び第八号に係るものを除く。）に違反した者
- ヨ 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付けられた条件に違反した者
- タ 大阪府立自然公園条例（平成十三年大阪

府条例第六号)第六条第三項の規定に違反して同項各号(第四号、第五号及び第九号から第十二号までを除く。)に掲げる行為をした者若しくは同条第四項の規定により許可に付せられた条件(同条例第六条第三項第四号、第五号及び第九号から第十二号までに係るものを除く。)に違反した者又は同条例第七条第一項の規定による届出をせず同項各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

リ 大阪府砂防指定地管理条例第四条第一項の規定に違反して同項各号(第四号を除く。)に掲げる行為をした者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者又は同条例第十六条第一項の規定に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者

ロ 条例第七条の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同条の許可を受けた者、条例第十二条第一項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同項に規定する変更許可を受けた者、条例第二十二條第一項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者、条例第十五条第二項、第十七条若しくは第十八条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は条例第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定の水質検査を行わず、若しくはこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

ツ 市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定であつてソの規定に相当する規定に違反してソに規定する行為に相当するものを行った者

(形状及び構造上の基準の適用除外)

- 第十二条 (略)
- 一 地すべり等防止法第十八条第一項又は第四十二条第一項の許可を要する行為
  - 二 (略)
  - 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の許可を要する行為
  - 四 (略)
- 附 則
- 1 (略)
  - 2 (経過措置に係る法令等の処分)
    - 一 土地改良法第九十五条第二項の認可
    - 二 (略)
    - 三 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可

(形状及び構造上の基準の適用除外)

- 第十二条 (略)
- 一 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第十八条第一項又は第四十二条第一項の許可を要する行為
  - 二 (略)
  - 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第七条第一項の許可を要する行為
  - 四 (略)
- 附 則
- 1 (略)
  - 2 (経過措置に係る法令等の処分)
    - 一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第一項の認可
    - 二 (略)
    - 三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可

四 海岸法第七条第二項、第八条第一項第三号、第二十七条の四若しくは第二十七条の五第三号の許可又は第十三条第一項の承認	四 海岸法(昭和三十二年法律第百一号)第七条第一項、第八条第二項第三号、第二十七条の四若しくは第二十七条の五第三号の許可又は第十三条第二項の承認
五 自然公園法第十条第三項又は第十六条第三項の認可	五 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第十条第三項又は第十六条第三項の認可
六・九 (略)	六・九 (略)
十 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可	十 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五条の二第一項の許可
十一 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例第二条第一項(第三号及び第七号に係る部分に限る。)の許可	十一 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年大阪府条例第七号)第二条第一項(第三号及び第七号に係る部分に限る。)の許可
十二 生産緑地法第八条第一項の許可	十二 生産緑地法(昭和三十九年法律第六十八号)第八条第一項の許可
十三・十四 (略)	十三・十四 (略)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年五月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第九条第三号及び第四号の規定は、この規則の施行の日以後にされる大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例(平成二十六年大阪府条例第百七十七号)第七条の許可の申請について適用し、同日前にされた同条の許可の申請については、なお従前の例による。